

令和4年5月25日招集

第5回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和4年第5回狹山市農業委員会総会

令和4年5月25日（水曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時10分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 小野田 敏 枝
4番 細 田 幸 司	5番 仲 川 知 範	6番 横 田 泰 宏
7番 小 口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸 口 秀 敏
10番 平 本 洋 章	11番 増 田 棟 順	12番 吉 田 博 幸
13番 渡 邊 隆 夫	14番 増 田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 吉 澤 裕 二

事務局 定刻となりましたので、これより第5回狹山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
 - ・資料2 議案図面資料
 - ・資料3-1 令和4年度最適化活動の目標の設定等
 - ・資料3-2 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
- 席上に配付しました

- ・資料4 農地法第3、4、5条の届出受理状況
 - ・資料5 農地あっせん台帳
 - ・冊子「のうねん」
 - ・「育てようみどりは未来のたからもの」「緑の羽根」
- となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第5回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願います。

議 事

議 長 只今から、第5回狹山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号6番 横田委員と7番 小口委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

最初に第5回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 資料1 総会議案書の表紙をめくっていただき、地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農地法第3条の申請が堀兼地区で1件、5条の申請が入間川地区で2件、堀兼地区で2件、奥富地区で1件、併せて5件です。

生産緑地法に係る主たる従事者証明願いが、堀兼地区で1件、水富地区で1件あります。

農用地利用集積計画は、入間川地区で1件、入曽地区で1件、堀兼地区で4件、奥富地区で1件、併せて7件となっております。

議長 ありがとうございます。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 5条申請のあった農地2件を小口委員、横田委員と共に見て回り、利用権設定の申出があったお宅を訪ねました。農地パトロールも行いましたが、少し雑草がある程度で、この時期にしては適正に管理されています。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 農地パトロールを行いました。雨が多いこともあって、雑草が目立つようになってきました。今後も見回りをしていきたいと思います。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 利用権設定申出が2件ありましたので、申し出をされた方のお宅を訪ねて来ました。また、担当地区のパトロールも行いました。農業には作付け、収穫、片付けという一連の流れがありますが、手が足りなくて、そのままになっているところも見受けられました。昨年何回か訪ねて話をしてあるので、やってくれるとは思いますが、これから梅雨に入って草の勢いが増してきて、隣の方にも迷惑がかかることなので、今年も話をしてこようと思います。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 担当地区のパトロールを行いましたが、耕うんされてきれいになっているところ、除草剤を撒いて雑草が生えないようにしているところ、何もせず雑草が生えてしまっているところ、様々です。引き続き、見回りをしていきたいと思っています。また、利用権設定が1件ありましたが、所有者が亡くなったため、相続が完了するまでいったん保留にしましょうということを、双方に説明してきました。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 加佐志、青柳、中新田を担当していますが、担当地区以外からも、竹が畑に入り込んでくるので処分をどうしたらよいかという相談を受けています。これから検討していきたいと思います。

議長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 奥富地区は田んぼ地帯ですので、ここで水が入ってきて、周りをきれいにしている方が多くなって、景色が変わってきました。ただ、排水側は管理を怠っているために泥が崩れたりする様子もありますので、見かけたら注意をしていきたいです。また、砂利採取の事業者が入間川大橋付近で作業をしていますが、道路側に泥の落ちているのが気になっています。また、新しい取り組みとしてジャガイモを栽培している方がそろそろ収穫を迎えるということで、収穫の方法や出荷の時期について、お仲間がいるなら相談した方がいいですよ、という内容で話をしてきました。

議長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 農地の見回りについて、昨年度の全筆調査と追跡調査を中心に行いましたが、1号農地2号農地については、改善された畑もありましたが、3号については、ほぼ改善は見られませんでした。今後、事務局とも相談しながら進めていきたいと思えます。

議長 続いて水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 ゴールデンウィークを利用して草刈りをしている方が多く、きれいになったところもありますが、今年になって一度も手入れをしていないと思われる畑もあるのが現状です。引き続き、見回りをしていきたいと思えます。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。

議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 資料1 総会議案書の1ページをお願いします。

今回は、利用権の設定が15筆、地目「田」が1,699㎡、地目「畑」が16,518㎡です。

所有権移転につきましては、ございません。

詳細につきましては、総会議案書の2ページからとなります。

1件目

渡し人は狭山市狭山にお住まいの方、受け人は同じく狭山市狭山にお住まいの方です。
所在地は入間川字中原、地目は畑、面積は1,067㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定です。

2件目

渡し人は加佐志にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字西平野、地目は畑、面積は1,244㎡、権利の種類は3年間の貸貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

3件目

渡し人は加佐志にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字旭野、外2筆、地目は畑、合計面積は1,663㎡、権利の種類は3年間の貸貸借権設定です。

4件目

渡し人は水野にお住まいの方、受け人は北入曽にお住まいの方です。
所在地は大字水野字逃水、外5筆、地目は畑、面積は9,904㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定で、受け人は認定農業となっています。

5件目

渡し人は川越市にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字平野、外1筆、地目は畑、面積は、1, 706㎡、権利の種類は2年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

6件目

渡し人は青柳にお住まいの方、受け人は同じく青柳にお住まいの方です。

所在地は大字青柳字向新田、地目は畑、面積は934㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

7件目

渡し人は上奥富にお住まいの方、受け人は同じく上奥富にお住まいの方です。

所在地は大字上奥富字淵の下、地目は田、面積は1, 699㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字加佐志字日向、地目は畑、地積は494㎡です。

現在の利用状況は露地野菜の作付け中、許可後は里芋、馬鈴薯、ごぼう等の作付けが計画されています。

譲受人は狭山市加佐志に居住する農業者で、総耕作面積は48, 000㎡、内訳は所有面積で畑が36, 000㎡、借入面積は12, 000㎡です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字台、地目は畑、面積は488㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は飯能市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第34条第12号、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字新田前、地目は畑、面積は合計144㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は入間郡三芳町に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中原、外3筆、地目は畑、面積は合計386.92㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第34条第12号、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字二、地目は畑、面積は合計336㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

- ・ 駅、インターチェンジから 300m 以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第 2 種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は入間市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書 4 の朗読)

理由書 4 により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第 34 条第 12 号、農地法第 5 条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号 5 番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号 3 整理番号 5 について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字三島木、地目は畑、面積は 301㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m 以内に 2 つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから 300m 以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第 3 種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付け中となっています。事業計画者は富士見市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書 5 の朗読)

理由書 5 により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 土地の所在は広瀬台三丁目、外1筆、地目は畑、合計面積564㎡について所有者より故障による買取申出が出ています。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。よって、本件を『承認』します。

次に、整理番号2番について、事務局に説明を求めます。

事務局 土地の所在は、大字東三ツ木字西原、地目は畑、面積902㎡について相続人から証明願が出ています。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。よって、本件を『承認』します。

次に「令和4年度最適化活動の目標の設定等と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【資料3-1 今年度の活動目標の設定について説明】

【資料3-2 昨年度の達成状況の点検と評価について説明】

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は2件10筆、地目は畑、面積1,846㎡、すべて相続による届出で、大字青柳字西馬知屋敷について、あっせんの希望があります。

農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目は畑、面積498㎡、転用目的は駐車場敷地です。

農地法第5条の規定による届出は、3件3筆、地目は畑、住宅敷地が2件2筆、面積2,898㎡、駐車場敷地が1件1筆、面積57㎡です。

農業用施設に係る届出は、1件1筆です。

議長 質疑を受け付けます。

無いようですので、これをもって、第5回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。